相手国政府・相手国際機関 (注1)	名　　称	援　助　の　目　的　及　び　内　容	贈与の限度額又は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署　名　者	告示日 告示番号 (注4)
キリバス	キリバス共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とキリバス共和国政府との間の交換公文	キリバスの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むキリバスの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	400,000千円 ----------	H21. 2.11 タラワで (同日)	日本側　吉澤裕在キリバス大使 キリバス側　テシー・ランボーン外務次官	H21. 3. 2 96号
キリバス	キリバス共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とキリバス共和国政府との間の交換公文	キリバスの経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	100,000千円 ----------	H21.12.22 スバ（フィジー）で (同日)	日本側　吉澤裕在キリバス大使(フィジーにて兼轄) キリバス側　アノテ・トン大統領兼外務大臣	H22. 1.14 20号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、----------と記している。
(注3)日付については、平成○年△月□日をH○.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。